

会 議 録

会議の名称	子ども福祉審議会（第6回）
開催日時	平成15年10月2日（木） 午後12時30分から午後2時まで
開催場所	西東京市役所 田無庁舎5階501会議室
出席者	(委員)森田会長、本間副会長、梅村委員、海老沢委員、川又委員、祐成委員、橋本委員、村松委員、 (欠席：猪原委員、齋藤委員、清水(文)委員、清水(幸)委員、森委員) (事務局)牧野児童青少年部長、富田子育て支援課長、村野保育課長、大塚保育係長
議 題	保育所保育料の見直しについて
会議資料	子ども福祉審議会答申案に係わる回答について
会議内容	発言者の発言内容ごとの要点記録
	<p>部長挨拶</p> <p>委員の委嘱（全委員任期満了のため新たに委嘱）</p> <p>新委員の挨拶</p> <p>会長・副会長選出（会長：森田委員、副会長本間委員、それぞれ再任）</p> <p>会長挨拶</p> <p>発 言 内 容</p> <p>会 長            それでは、議題に入らせていただきます。今日は傍聴の方がいらっしゃるのですね。</p> <p>事務局            はい、いらっしゃいます。</p> <p>梅村委員            前回からの保育園の代表の方は、いらっしゃらないのですか。</p> <p>事務局            今日は欠席されています。</p> <p>会 長            森委員さんの任期というのは、この保育料見直しの議論が終わるまでですね。</p> <p>事務局            はい。特別委員という事ですので、保育料の審議が終わるまでが任期です。</p> <p>会 長            それでは、保育料の見直しについての議論を始めさせていただきます。これま</p>

	<p>での経過については、先程部長の方から説明がございました。皆さんに前回の会議が終わった後、パブリックコメントという形で意見を求めるのではなく、森委員を通じて、保育園父母会連絡協議会（以降保連協と表記）からご意見を頂くという形で議論を進めてまいりました。そういった形では、保育園に預けてらっしゃる方々のご意見は頂いたという事になります。勿論これまでの議論にございましたように、保育園に預けたいけど預けられていない方たち、或いは幼稚園を利用の方々等とのいわゆる負担の公平化、こういった問題も含めて今まで議論をして参りました。これまでの事を含めて、最終的なこの段階での結論を出さなければならない訳ですね。</p>
事務局	はい、そうです。
会 長	<p>今日がこの会としては最後になります。まず、事務局の方からこれまでの経過の中で、ご意見等を含めて説明をして頂けますか。また保連協からの意見として9月29日付と、10月1日付の2つの資料が出ております。これらの事を含めてお願いします。</p>
事務局	資料説明
会 長	<p>それでは、議論には入らせて頂いて宜しいでしょうか。後、他の項目について議論は無しと考えて宜しいですか。</p>
事務局	<p>議論に入る前に、前回の議事録の訂正をお願いします。 3ページ下から5行目、有澤委員の発言の所で「なかなか慣れないですから」というのを「慣れるのに時間がかかりますので」と、訂正をお願いします。また、11ページの有澤委員の発言の2行目「結局たった1人の意見でも」の「結局」を削除してください。 訂正は以上です。</p>
会 長	<p>それでは議論に入らせて頂きます。先程申し上げましたが、この委員会は保育園の保育料の今の体系をどのように見直していくかという事の議論でした。取分け、旧田無市と旧保谷市が合併した際に低い方へ合わせるという形で調整した為に、この保育料が体系的に少し崩れたという事が有りました。その体系的に崩れているという事は、全体の保育料の徴収の目標値と言ったらいいのでしょうか、それが旧田無市、旧保谷市とも大体50%という所が目途として設定されていた訳ですけれども、合併の時の調整の中で崩れてきて、それで、徴収の額が実際の所30数%位まで落ち込んでいました。徴収の額が非常に低くなるという事は、強いては市の財政を圧迫するという事と、それから、利用できない親たち子どもたちとの不公平感が強くなっていくというような事が有りまして、適正な料金体系の中でご負担を願っていくというような事が望ましいのではないかと、そんな議論をしてきました。 そこで、適正とはどのような事かということで、随分色々な資料を検討しながら、生活への影響度、それから、勿論子どもを保育するという責任の問題、行政責任の問題等を議論しながら、適正な保育料の率というのがどれ位かという事と、激変という事を考慮すると取敢えず現段階では、50%という所を目途にしたらどうかという所で、到達点がまず出てきました。そして</p>

	<p>50%という事を基準にするならば、一体どのような負担割合にしたらいいのかという事で、たくさんの試算表を検討し、そしてこの最終の案という所にまとめてきた、簡単に申し上げますとそういう事になります。</p> <p>ですから、先程の事務局の説明に有るように、保連協の方からご意見を頂きましたけれども、私達が見ましても、その階層によって引上げ率がかなり異なるという事は、むしろこれまで崩れていたものが、ある種その体系的な保育料の所に修正を掛けられていく段階の非常に大きな課題として、私達が取り組まなくてはいけないものではないかというように考え、一つはB階層への徴収、それから取分けC階層及びD階層の前半の所が、他の階層と比べると負担率が低かったので、この部分にも或る一定の料金負担をお願いしていくという事を基軸にして、全体の保育料の改定という案を作り出してきました。</p> <p>その過程の中では、一人親家庭はどうするのか、或いは第2子、第3子の徴収規準はどうするのかという議論もして参りました。そして、ここの中にご意見が有ります、例えば延長保育の保育料、或いは一時保育の保育料等につきましても、料金の伴うものにつきましては、検討をしてきたものがこの結果という事になります。</p> <p>その中で、今回、総論としての議論という事は遡る事になりますので現段階では行わないという事で、保連協から出されています意見を基に少し議論をさせて頂いて、この委員会案を何処まで修正をかけるかという事についてのご意見を頂きたいと思っております。</p> <p>まずは、進め方についてのご意見を頂きたいと思いますが、このように私は考えておりますが如何でしょうか。</p> <p>宜しいでしょうか。</p>
委員	結構です。
会長	<p>ではその様に進めさせていただきます。</p> <p>それではまず、この50%という私達が考えてきた規準自体としては、新しい委員さんもいらっしゃるの、東京都全体の中での西東京市の今までの保育料の徴収額というのがどのような位置にあるか説明してください。また、各市はどのような方針で保育料を決めているのか、事務局の方から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>平成13年度の決算でいきますと、40.3%で下から2番目だったと思います。平成14年度の決算の各市の見込みでは、西東京市は39.8%で一番下になります。</p> <p>何を基本方針として保育料を決めているかという事については、各市の状況を見てもみますと、国基準徴収金の50%を目途にしている所が、26市中20市位、60%としている所が1・2市、特に決めていない所が数市で、殆どの自治体が国基準徴収金の50%を目途にしています。</p>
会長	<p>宜しいですか。今日、初めて委員になられた方もいらっしゃいますが、そういったところから50%という所を目途にした訳です。</p> <p>まず、そこを決めませんと料金体系を決めることが出来ませんので、私ども、体系全体を考える時に、50%を徴収するとすると、各階層でどのような</p>

	<p>負担をして頂く事が妥当なのか、というような議論をしてきた訳です。まずこの値上げ幅をもう少し小さくしてほしいというご要望が保連協の方から出て来ているのですが、この問題については如何でしょうか。</p> <p>或いは、もう一つご意見として出て来ている、勿論値上げする場合には段階的な値上げ、今回は段階というのを一年間位というような猶予期間という議論も出て来ておりまして、段階的に上げた方がいいのではという事については、今までも議論をしてまいりましたが、改定するのにどれ位の期間を使うのかによっては、保連協のご希望に対して或る程度応えていく事ができるのではないかと思うのですけれど、この辺り何か全体としてご意見はございませんか。</p>
事務局	<p>保連協の会長のお話ですと、こちらの元々の案が2段階という事ですので、それについては絶対にお願いをしたい。もし、3年を掛けてということが可能であればそうして欲しいというお話でした。</p>
会 長	<p>如何ですか。50%というラインを崩すとなるとまた相当に議論はしなくてはならない訳ですけども。</p>
川又委員	<p>50%というのは、将来国の基準とか色々なものが変わった場合、また当然見直しを掛けないといけないと思うのですね。ちょっとそのスパンが例えば近々この何年間かの内に上がるとすれば、余り長い期間を掛けるとまた更にその上に行かなくてはいけないという事になってしまうのかなという所では、長期に幾ら段階的にといても、その先にまた値上げを検討しなくてはいけないという事態も当然出て来るのではないかという意味では、私は余り長い期間段階的にというのは、それが2年がいいのか3年がいいのかは分かりませんが、長くすればいいということでもないと思います。</p>
会 長	<p>国の徴収基準は、毎年変わるのですよね。</p>
事務局	<p>国の徴収基準が毎年変わるという事はございませんが、児童一人当りの単価が変わりますので、保育単価限度という部分では、毎年変わってくると思います。</p>
会 長	<p>だから、毎年変わるという事ですよ。</p>
事務局	<p>保育単価限度という部分では毎年変わってきます。</p>
会 長	<p>毎年変わってくる訳です。それによって、運営費が出てくる訳ですから、結局それが上がるという事は、要するに運営費が上がっていくという事なので、運営費が上がれば連動して保育の基本的な負担額、国が考える負担額はどんどん上がっていく訳です。</p> <p>ですから、そういう形を取っている自治体もありますね。運営費、運営の基準が変わった所で、その何%みたいな形で基準を決めている所も有りますけれども、そこまでは今議論はしていなくて、この段階での国の基準の50%というような事をここでは議論していました。</p>

川又委員	この答申が出るという事は、これが或る程度生かされて、余り差が出てきた場合には50%に近づけるという事は、市ができるという事なのでしょうねきっと。
会 長	また次に保育料を変える時には、審議会の方に諮問を出されるという事になりますでしょうね。
事務局	はい、そうです。
会 長	そのまま自動的にはならない。そういうような仕組みにはなっていません。 私は最初に、何年毎に見直すというようなことも審議する必要がありますかという確認をしましたが、そこまでは必要が無いという事だったので、今回は料金の改定だけという事にしました。 如何でしょうか。
村松委員	幼稚園の場合、募集要綱という所に今年度の料金が出ます。来年度もし値上げが有った場合にはそれに準じて頂きますという一行が大体どこの幼稚園でもありまして、そして来年度になった場合に値上げをさせて頂くという時は、結局、11月の段階で来年度の保育料は幾らでございますと、つまり半年前に値上げの事が分かるというか、お知らせするというか、それ以前にお話するという事はこれは慣行でしょうけれどもなってません。それを了承して頂いて、次年度から値上げ、極端に何千円という事ではなく、1,000円とか1,500円とかですけれど。そういう感じでここ数年は来ています。
会 長	如何でしょうか。 50%という所をまず確認させて頂いた上で、この料金の事を議論しなくてはなりませんので。
橋本委員	初めてなものですから、今までの会議録を全部読ませてもらいました。答申案の5ページの(3)徴収割合の目途の所で、話を総合すると確かにこの方向で私自身はいいと思っております。
川又委員	下がる人も何段階かに分けて下がる訳ですよ。
会 長	その辺も決めなくてはならないですね。 全体の所で50%に近づけていく、そして負担の公平化という事、一人親家庭については、ここでは料金についてB階層の所を免除するという方法を考慮していますし、第3子については90%減額といった事も基本的には出しておりますが、如何でしょうか。 今、この原案についてそのまま賛成というご意見を頂いたのですが、それで宜しいですか。
委 員	結構です。
会 長	それでは、保連協意見の2の値上げ幅をもう少し狭めるという事について

	<p>は、現段階では国基準徴収額の50%という事を基準にさせて頂きたいという事で、このまま原案を答申の形にしたいと思っております。</p> <p>それでは、2年間を掛けてという段階的という所なのですが、これについてはもう少し伸ばして頂けたらというご意見が出て来ているのですが、出来なければやむを得ないという所も有ると思うのですが、この辺は如何でしょうか。</p>
事務局	<p>事務的にはできない事は無いと思うのですが、元々の保連協の方も2段階に別けてもらえれば良いという事で、強い要望で3年掛けてとか4年掛けてとかという事ではございませんでした。</p>
会長	<p>それでは、2年間掛けてという事もこのままで宜しいですか。</p>
委員	<p>結構です。</p>
会長	<p>それでは、原案通りとさせて頂きます。</p> <p>次に、保連協意見の3、4番の所ですが、答申案6ページの延長保育についての基本的な考え方です。これについては委員さんの中からもいろいろ意見がありました。要するに上限が決まっているという形になりますと、結局1回500円で或る一定以上の所にきますと同じ額になってしまいます。そうしますと、何回も利用する人と少ない回数を利用する人との差が出て来ない事になります。それをやっていると、本来ならば親として早く迎えに行きそして子どもとの時間を長くしたいと思われる方が多いでしょうけれども、中には料金が同じなのだからという形で何回も利用してしまう人が出てくるのではないかと、そういう危惧が出てくるというご意見がございました。今回の延長保育料につきましては、単価を引き下げて回数に応じた料金を設定するという事で、1時間1回の単価を引き下げ、500円から300円にする訳ですね。後は回数によって利用して頂くというような形で積み上げたらどうかという事で、この議論としては皆さんのコンセンサスを得てきた訳です。</p> <p>一つは、この文言の中の「子どもたちと過ごす時間を確保して欲しいという観点から」という一文についての削除の申し入れ、つまり親達は皆必死になって子どもたちを迎えに来ているのだというような事をぜひ理解して頂きたい。これは、委員会の中でも議論は有った所ですので、それを敢えて答申に書くかどうかという事については、書いて欲しいというご意見も有りましたのでここに残した訳ですけれども、この文言を削るかどうかという事と、それから、300円と1時間の単価を引き下げた訳ですが、上限設定をして欲しいということです。上限設定をしますと今までの議論がかなり崩れ、また同じ所に行ってしまう。そういう議論をするのか、或いは現在の7時15分（私立は7時まで）までの延長保育の料金については例えば現行のままで500円の2,500円が上限、或いは300円で何回が上限という事を設定しておいて、新しく今回延長保育時間の延長という事に取り組んで行くことは保育の環境が良くなっていく訳ですので、そこについては保護者の方々からも新しい基準でやって頂いて構わないという意見も出てきていますので、その所は新しいこちらの意見で行うという、大体二通り位の考え方が有ると思うのですが、これらについてどうでしょうか。</p> <p>まず文言をこのまま載せるのか或いは削除をするかどうかという事です</p>

	<p>ね。前回までの委員の考え方と、若干これはずれてくるのかなという気が致しますので、前回までの議論を踏襲するとなるとこの文言は多分残して欲しいと仰るだろうと思いますけれども、料金体系の問題とこういった理念の所を含めて、少しご意見を頂けたらと思います。</p>
<p>祐成委員</p>	<p>料金の件については、会長が仰ったような形でいいのかなと思います。 私今までの流れが良く分りませんので、初めて参加したのものとして個々の文言についてちょっとと思うような部分もありまして、子ども達と一緒に過ごす時間というのは親御さんにとってはそういう気持ちはたくさん有ると思うのですが、仕事をしているという部分から考えて、当然のことだけれどもこの文言から考えるとそのために上限が云々という事になっていると、この文言というのは何の為に作ったのかなと、初めての立場としてはちょっと疑問な部分が有るものですから、要求の部分も一つには理解を出来る部分もあるので、今後また議論をして頂ければと思います。</p>
<p>川又委員</p>	<p>私は個人的には二重保育、三重保育を行ってきた辛い経過がありますから、本当に仕事を持っている人にとってはきつい言葉、本当はもっと子どもと一緒に居たいけれど仕事は仕事という所で、もっと違う時間で接する時間、休みの期間とかを含めて子どもと接する時間をそれこそ濃密にするようにと心掛けてきたつもりなので、結構きつい言葉だなと思いました。</p>
<p>会 長</p>	<p>如何ですか。</p>
<p>梅村委員</p>	<p>私は、自分自身の働き方を調節して子どもと過ごす時間を確保してきたつもりではあるのですが、保連協の会長さんから寄せられた『怒りを覚えます』と言う発言が、確かにそうかなと思ったので、この一文が無い方がいいかなと思いました。</p>
<p>会 長</p>	<p>では、「子どもたちと過ごす時間を確保して欲しいという観点から」という文言を削除するという事で宜しいですか。</p>
<p>橋本委員</p>	<p>話がちょっとそれますが、学校が週5日制になりまして、何故土曜日が休みになったかという趣旨を保護者等に周知徹底させる場合に、やはり子どもたちと過ごす時間を確保ではなくて、大切にしたいというような言い方で我々は保護者に話しをしてきました。確かに働いていらっしゃるご家庭には難しい点がありますが、私は「子ども達と過ごす時間を大切にしたいという観点から」、確保というのは確かに押し付けのような気はしますが、大切にするとかという言葉に置き換えて残してもいいのではないかと、絶対残せという強い気は無いのですが、そういう思いがしました。</p>
<p>村松委員</p>	<p>答申というのは、どなたがお読みになるのですか。</p>
<p>会 長</p>	<p>私達は市長に当てて答申を出していますので、市長がお読みになります。ですから最終的にこの答申をおやりになるかどうかは市長の判断ですので、この委員会からまず市長に答申を差し上げるという事になります。 私は、ここの部分に書くのではなくて、基本的な認識みたいな所に書いた</p>

	<p>方がいいかなと、委員長としては皆さんのご意見を纏める役割ですので、私の意見はそこらで差し控えさせていただきますけれど、先程申し上げましたように、この問題については議論をした上でのこの言葉ですので、そういう意味では色々な立場の方のご意見をこの中に入れ込む、但しこの文言からは削除するというような事で処理をさせて頂き、保育料に係わる審議経過の基本的な認識の所辺り、「近年、子どもや家庭を取り巻く環境は」とかの所に若干こういったニュアンスを入れさせて頂いて処理をさせて頂くという事で如何でしょうか。</p>
委員	<p>それで結構です。</p>
会長	<p>それではそのような形で最終答申の所を若干修正させていただきます。  後は1時間300円という事なのですが、基本的には何人位こういう方たちがいらっしゃるかという事で、今の延長保育料も計算させて頂きました。フルタイムで働いている方々が利用すると、300円の20日間という事ですと6,000円になります。ですから6,000円で基本的に延長の時間を確保するという事なのです。この時に議論が有りましたのは、それはかなり安い額である。つまりファミリーサポートセンター等を使う方々もいらして、そこの保育料の格差を考えると、この額を下回る事は寧ろ、保育所を利用できている家庭と利用できていない家庭の格差がかなり広がってきってしまうというような議論がその時に有りました。勿論1時間1回500円が300円になりますので、下がる家庭も有ります。その事もこちらでは1回の単価を引き下げるという事で、利用回数の少ない家庭についてはこの額が下がる、しかし利用の回数に応じてこの料金を負担して頂くというような形で、1時間300円という設定をしてはどうかというのが基本的なところです。</p>
事務局	<p>ファミリーサポートセンターでは1時間1,200円位ですか。</p>
事務局	<p>もう少し安いと思います。</p>
会長	<p>1,000円前後ですか。そんなものですよね。ですから300円というのはかなり安い額で有りますので、そういう意味では何とかご負担願って、利用できていない方たちとの公平感というのを有る程度調整する事が出来ないかというのが、この委員会での議論の方向だったように思います。  この点について少しご意見を頂きたいと思います。</p>
事務局	<p>保連協の会長とお話した時に、この辺の話が出まして払う側からすると、通常延長保育を利用されている方は保育料と延長保育料がセットで毎月払わなければならないという事で、保育料も延長保育料も上がるという事になるとかなりの負担にはなるとの意見が有ったと話されていました。</p>
会長	<p>ただその辺の階層というのは、おそらくフルタイムで働いていらっしゃる方たちになると思いますので当然所得階層としては高いですよね。そうすると今回保育料改定の基本方針からすると、値上げ率は実は所得の高い層は低く抑えていますので、そういう意味で言うところの辺りは納得して頂ける範囲ではないかなという事は思います。相対的には例えば引上げ率の中で言うと、D9・10・11階層とかはむしろ下がっていますので。</p>

	<p>500円から300円に単価を引き下げるという事は今時余りないですからね。幼稚園の預かり保育などの保育料と比べると、相対的な問題で、保育所の延長保育料が余りに低いという事が、納得して頂けるかどうかという所にも係わってきますよね。</p> <p>例えば、300円を250円にして、今までの半額にする、そうすると例えば20日利用したとして5,000円になります。多分都内でも最低ですよ。おそらく250円の所はないですね。300円でもないですよ。</p> <p>如何でしょうか。</p>
川又委員	保育士の時間単価から見てもこれでは足りない訳ですよ。
会 長	全く足りないと思います。勿論何人も保育はされていますけど、例えば0歳ですと保育士をつけるのが子ども3人に1人ですよ。海老沢委員どうですか。
海老沢委員	そうです。
会 長	3人に1人という事になると、例えば300円頂くという事は900円の時間給で働いて頂かないといけない。でも半額という事になればもう少し別な考え方も有るのかも知れません。
梅村委員	50%負担という意味ですか。
会 長	人件費だけという事になりますけど。職員の人件費で時間単価1,800円位の方はいらっしゃいますか。
海老沢委員	います。勤続年数によって随分差は有りますが。
会 長	若ければ。
海老沢委員	若ければ、1,000円になるかならないかですが、ベテランになると2,500円とか、時間外労働という事になりますので、2割5分時間給が増えます。
会 長	大体幾ら位ですか。
海老沢委員	ちょっと出せないですね。各園によって職員の構成も違うと思いますので、若手中心だと勿論低いですし、ベテラン揃いだ高いです。
会 長	延長保育をする場合に人件費だけで考えていいのかどうかという問題は有るでしょうが。
村松委員	その部分について市から補助が出ているのですか。
海老沢委員	都と市から出ています。
村松委員	充分にやっていけるのですね。

海老沢委員	運営全体に及ぼす影響というのは統計がないので分かりません。
会 長	<p>延長保育という事をどう考えるかですよね。要するに集団でその保育園に1時間300円で居られるという事と、それがもし無ければ当然二重保育をしなければならぬ。だから保育園で延長保育をし保育料の徴収を整えていくと同時に保育時間も午後8時まで延ばしてもう少し利用し易い体系を作って頂くという事もお願いをしている訳です。</p> <p>こういった負担が市の方に大きくなってきますと、制度を整えていく方向が弱くなってしまふという事も有りますので、或いはもう一つ問題は幼稚園だとかファミリーサポートを利用されている方とかのいわゆる負担感の問題ですよね。</p> <p>確か300円にすると今徴収している額と殆ど同じ様になるのではしたよね。</p>
事務局	大体そうです。
会 長	<p>確かそういった計算をしたと思います。</p> <p>つまり、現在1回500円上限2,500円で徴収している額と、1回300円にして、今まで利用されている方を掛けてみますとおおよそ同じ位の徴収額になるのです。</p>
川又委員	そういう面では、回数の少ない方と多い方との応益性がはっきりつくという事ですね。
会 長	<p>それはそうですね。</p> <p>計算したら確か同じ位でしたよね。</p>
事務局	若干300円の方が高いのですが、試算では2,500円限度が89万円で、300円だと105万円です。
会 長	<p>市の方が15万円位は増収になるのですね。</p> <p>でもきっと利用は減ってくると思うのです。ですから実際300円にするともう少し収入は減るのではないかと思います。今だと15%くらい増収になるのですか。多分250円にすると減収になってしまうでしょうね。</p>
村松委員	<p>たとえ減収になっても子どもの事を考えると、朝の8時から夜の8時まで居るよりはもう少し早くお母さんがお迎えに来てくれた方が良いと思います。ですからやはり子どもと過ごす時間を大切にというのは、私はこれは入れて欲しいなという気持ちです。と言うのはそういう方が勿論大勢なのだけれど、得てして人の心というのはそうではない方へ流れていくという事が有りますでしょ。その大事な所が見過ごされてはという事が有るので、子どもの気持ちなり心なり、子どもの事を考えるというのは、そんなふうには流れないよという意味でも1回300円、回数が多くなればそれだけ自分の負担が増えるという、その覚悟を決めて頂いて子どもを預けて頂く、そうお願いしたいと思います。</p>

会 長	要するに回数に応じてという利用体系は崩さない。また、単価が下がったとしても回数の上限をするのではなく、出来れば単価も300円でというご意見ですね。
村松委員	そうですね。 300円で1時間預けられるというのは、それより安くしなくて宜しいでしょう。
梅村委員	ファミリーサポートを利用されている方とのバランスを考えると、1時間300円はそんなに高いものではないというふうに私は捉えておりますので、確かに6,000円と2,500円の差というものは有るのですが、そこは理解して頂くという事だと思います。
会 長	それでは何か事務局の方から情報の提供は有りますか。
事務局	26市の状況なのですが、全部とっていい位限度額は設けております。
会 長	それは、かなり議論をした上で限度額を設けないという事が、この委員会の議論でしたのでここはやはり外せないと思います。これはやはり今まで積み上げてきた議論ですので、やるとすれば、単価を引き下げの方だと思うのです。この方がむしろ皆さんのご了解は得られるかなと思っております。ただ市の方は多分減収になるだろうと思いますが、それでも今回午後8時までの延長保育に取り組まれるという事に影響が出なければいい訳ですが、単価を引き下げ、また更に今度は午後8時まで延ばすという、これはもう利用者にとってはとても大事な政策決定だと思いますので、そこに影響を及ぼさない事が多分私はとっても大事な事だと思います。
川又委員	300円とか250円の問題ではなくて、上限の問題だと思うのですよね。だからそういう面では上限という事ではなくて、回数を多く預けられる方はその分を負担して頂くという考え方で良いと思います。要するに預ける人は250円、300円の問題ではないような気がします。
会 長	いかがですか。上限を設けなくて回数に応じてという事と、時間単価ですけども。 皆さんのご意見大体頂いたと思いますので、300円のままでいかせて頂くことで宜しいでしょうか。
委 員	はい、結構です。
会 長	それでは皆さんのご意見を頂きましたので、これもこのままでさせて頂くという事で、お願いをしたいと思います。 ただこれは、最終的には審議会の答申という形で出させて頂くものになりますので、これがそのまま市長の方で原案になってくるのか、これからの手順というのはどのようにしていくのでしょうか。
事務局	市長が受け取りまして、そのままの場合も有るでしょうし、修正しながら

	最終的には条例を変えていくという事もあると思います。
会 長	基本的なこちらの考え方という事でお示しさせて頂くと、先程確認を致しましたけれども、答申案6ページの所の「子ども達と過ごす時間を確保して」というのを、「大切に」というようなニュアンスで、この一文については、2ページの 保育料に係わる審議経過の中の1 基本的な認識としての中の(1) 辺りに入れられるかなと思います。これについては委員長に一任頂くという事で進めさせて頂いて宜しいでしょうか。
委 員	結構です。
会 長	申し訳ございませんが一任をさせてください。 何らかの形でこの前書きの部分の所に持って行って、6ページからは外させて頂くという事で宜しいですか。
委 員	結構です。
会 長	そうしますと、次回の委員会を予定しておりましたが、この答申の枠組みの変更はございませんので、10月30日に予定しておりました委員会は開催しないという事で宜しいですか。 それでは、皆さんのお手元に最終の答申案を送らせて頂くという事で宜しいですね。何らかの形で確認を取らせて頂くという事で。
委 員	結構です。
会 長	それではそういう形で処理をさせて頂きますので、宜しくお願いしたいと思います。 他に何か事務局の方からございますか。
事務局	ありません。
会 長	それでは、これで第6回の子ども福祉審議会を閉じさせて頂きます。どうも有り難うございました。